

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	市税及び国民健康保険税の収納に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、市税及び国民健康保険税の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和5年8月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税及び国民健康保険税の収納に関する事務
②事務の内容	<p>昭島市(以下「市」という。)は、市税及び国民健康保険税(以下「市税等」という。)の収納に関する事務のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定める以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 督促又は地方税の徴収及び地方税の徴収に係る調査に関する事務 市税等の未納者等について、督促状の発布、滞納処分執行に関する調査及び滞納処分に係る事務を行う。また、納税義務の承継対象者及び第二次納税義務者等に対しては、納税義務の承継等のための調査、税額決定、更正、賦課決定通知の送達及び納税の告知に係る事務を行う。</p> <p>2. 市税等の債権管理事務 市税等の過誤納金の還付及び充当並びに納税証明書の発行事務を行う。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	収納システム
②システムの機能	<p>1. 市税等の債権管理・帳票発行機能 (1) 市税等の収納状況の管理(還付、充当事務を含む。)を行う。 (2) 納付書、還付通知書、督促状等の帳票の発行等を行う。</p> <p>2. 市税等の滞納処分状況管理・帳票発行機能 (1) 行政処分、分納誓約等の管理、誓約書、調書の発行を行う。</p> <p>3. 納税証明書の発行機能 (1) 納税証明書の発行を行う。</p> <p>4. 書類の送付先管理、公示送達等に係る書類の送達管理機能 (1) 書類の送付先管理、返戻及び公示送達の入力及び管理を行う。</p> <p>5. 事案の経過記録機能 (1) 折衝内容及び調査事項について記録をする。</p> <p>6. 賦課情報等の移転データの参照機能 (1) 賦課基本情報等の移転データの閲覧を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。</p> <p>4. 各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する。</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
収滞納管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部納税課
②所属長の役職名	納税課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収滞納管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民をいう。)及び住民基本台帳に記録されていた者で転出等の理由により消除となった者又は区域内の住民以外の者のうち市税等に関する債権若しくは債務を保有する者又は過去5年間に賦課されていた者
その必要性	1. 市税等債権管理業務のため、過去5年間の賦課対象者及び市税等の未納者又は市税等に係る還付請求権を有する者の情報を保有する必要がある。 2. 適正な市税等滞納整理業務のため、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があるとみられる者の情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="radio"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	1. 番号法第9条(利用範囲)に基づき市税等収納事務の実施に当たり、事務処理において保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報等を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を使用する。 2. 地方税法第20条(書類の送達)に基づき、書類等を適切に送達する必要があるため、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があると認められる者の、識別情報、連絡先等情報を記録する必要がある。 3. 地方税法第20条の10(納税証明書の交付)及び地方税法施行令第6条の21(納税証明事項)の規定に基づき納税証明を交付するため、市税等を完納した者についても、法定納期限が、納税証明書の交付請求する日の3年前の日の属する会計年度までに賦課された税の収納情報を保有する必要がある。 4. 地方税法第17条の5第4項(更正、決定等の期間制限)に基づき、地方税の課税標準又は税額を減少させる賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日まですることができることから、還付金等が発生し、還付事務の必要性が生じるため、過去5年間に於いて賦課されていた税の収納情報を保有する必要がある。 5. 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項第4号(給与の差押禁止)、第141条(質問及び検査)、第142条(搜索の権限及び方法)、地方税法第9条第1項(相続による納税義務の継承)、第9条の2(相続人からの徴収の手続)、第10条(連帯納税義務)、第11条(第二次納税義務)、第15条(徴収猶予の要件等)、第15条の7(滞納処分の停止の要件等)等により、公正な滞納整理業務を行うために、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があるとみられる者についての必要な範囲の情報を把握する必要があるため、識別情報、連絡先情報及び各業務関係情報について記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	市民部納税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、課税課、保険年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税局、日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金支払者、その他の企業) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	市税等収納事務の実施	
④使用の主体	使用部署	市民部納税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="width: 30%;"> <input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 </div> <div style="width: 30%;"> <input type="checkbox"/> 2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 6) 1,000人以上 </div> </div>
⑤使用方法	1. 督促又は地方税の徴収及び地方税の徴収に係る調査に関する事務 市税等の未納者等について、督促状の発布、滞納処分執行に関する調査及び滞納処分に係る事務を行うため、また、納税義務の承継対象者及び第2次納税義務者等に対しては、納税義務の承継等のための調査、税額決定、更正、賦課決定通知の送達及び納税の告知に係る事務を行うため、各記録項目を使用し、調査し、及び記録する。 2. 市税等の債権管理事務 市税等の過誤納金の還付及び充当並びに納税証明書の発行事務を行うため、識別情報、連絡先等情報を使用し、調査し、及び記録する。	
	情報の突合	1. 各情報を収滞納情報と突合し、滞納処分執行、納税義務の承継等の判断及び書類の送達を行う。 2. 識別情報及び連絡先等情報と収滞納情報を突合し、過誤納金の算出、納税証明書の発行及びそれに係る書類の送達を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない () 件	
委託事項1	システムの保守管理、法制度改正に伴う改修業務	
①委託内容	システムの保守管理、改修	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="width: 30%;"> <input type="checkbox"/> 1) 10人未満 <input type="checkbox"/> 3) 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 5) 500人以上1,000人未満 </div> <div style="width: 30%;"> <input type="checkbox"/> 2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 6) 1,000人以上 </div> </div>	
③委託先名	株式会社 アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	

移転先1	保健福祉部 保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに別表第1の16の項及び30の項 国民健康保険法第9条各項及び第63条各項並びに国民健康保険法施行規則第9条第2項 地方税法第20条の11及び第707条各項
②移転先における用途	国民健康保険被保険者からの照会に対応に係る事務 保険給付等において保険税収納状況の情報を必要とする事務 短期証及び資格証発行の判定に関する事務 国民健康保険税に係る通知発送等に係る事務 国民健康保険資格の適正化
③移転する情報	国民健康保険税の納付状況・口座振替納付に係る国民健康保険税の口座登録情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税の賦課履歴がある者 国民健康保険加入者かつ国民健康保険税未納者のうち、社会保険加入の可能性のある者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会のあった都度
移転先2	市民部 課税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の16の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は 地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	課税対象者のうち口座振替登録をしている者
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市税等の課税対象者のうち、口座振替納付登録をしている者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会のあった都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。

<市における措置>

- ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。
- ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。
- ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

②日本国内でのデータ保管を条件としていること。

- ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
- ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。
- ・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

納付情報ファイル_入金日_データ部 合計70件 (1)共通納税ID (2)連番 (3)データ区分 (4)システム利用領域03 (5)納付番号 (6)収納団体コード (7)税目・料金番号 (8)申告区分・課税期間 (9)確認番号 (10)履歴番号 (11)パスワード (12)システム利用領域04 (13)システム利用領域05 (14)システム利用領域06 (15)システム利用領域07 (16)システム利用領域08 (17)システム利用領域09 (18)システム利用領域10 (19)システム利用領域11 (20)レスポンスコード (21)システム利用領域12 (22)システム利用領域13 (23)納付金区分 (24)氏名カナ (25)氏名漢字 (26)今回請求金額合計 (27)請求本体金額 (28)請求固定延滞金額 (29)延滞金随時計算フラグ (30)納付情報変更年月日 (31)納期限 (32)延滞金計算開始年月日 (33)延滞金表示区分 (34)請求消費税 (35)消費税表示区分 (36)納付内容カナ (37)納付内容漢字 (38)手数料負担区分 (39)地公体任意情報 (40)納付方式 (41)拡張予備領域01 (42)システム利用領域14 (43)今回支払金額合計累積 (44)今回支払金額合計 (45)支払納付額 (46)支払延滞金額 (47)支払消費税 (48)領収区分 (49)支払方法 (50)チャネル区分 (51)入力区分 (52)印紙税額 (53)他店券金額 (54)システム利用領域15 (55)入金年月日 (56)納付年月日 (57)MPN処理年月日 (58)MPN処理時刻 (59)MPN処理通番 (60)仕向センタコード (61)金融機関コード (62)店舗コード (63)仕向処理年月日 (64)仕向処理時刻 (65)仕向処理通番 (66)システム利用領域16 (67)決済単位年月日 (68)MPN通信サーバ登録年月日 (69)拡張予備領域02 (70)システム予備

納付情報ファイル_納付日_データ部 合計70件 (1)共通納税ID (2)連番 (3)データ区分 (4)システム利用領域03 (5)納付番号 (6)収納団体コード (7)税目・料金番号 (8)申告区分・課税期間 (9)確認番号 (10)履歴番号 (11)パスワード (12)システム利用領域04 (13)システム利用領域05 (14)システム利用領域06 (15)システム利用領域07 (16)システム利用領域08 (17)システム利用領域09 (18)システム利用領域10 (19)システム利用領域11 (20)レスポンスコード (21)システム利用領域12 (22)システム利用領域13 (23)納付金区分 (24)氏名カナ (25)氏名漢字 (26)今回請求金額合計 (27)請求本体金額 (28)請求固定延滞金額 (29)延滞金随時計算フラグ (30)納付情報変更年月日 (31)納期限 (32)延滞金計算開始年月日 (33)延滞金表示区分 (34)請求消費税 (35)消費税表示区分 (36)納付内容カナ (37)納付内容漢字 (38)手数料負担区分 (39)地公体任意情報 (40)納付方式 (41)拡張予備領域01 (42)システム利用領域14 (43)今回支払金額合計累積 (44)今回支払金額合計 (45)支払納付額 (46)支払延滞金額 (47)支払消費税 (48)領収区分 (49)支払方法 (50)チャネル区分 (51)入力区分 (52)印紙税額 (53)他店券金額 (54)システム利用領域15 (55)入金年月日 (56)納付年月日 (57)MPN処理年月日 (58)MPN処理時刻 (59)MPN処理通番 (60)仕向センタコード (61)金融機関コード (62)店舗コード (63)仕向処理年月日 (64)仕向処理時刻 (65)仕向処理通番 (66)システム利用領域16 (67)決済単位年月日 (68)MPN通信サーバ登録年月日 (69)拡張予備領域02 (70)システム予備

納付情報仮登録データ_入金日 合計50件 (1)納付情報シーケンス (2)共通納税ID (3)連番 (4)納税者ID (5)課税ナンバー (6)申告区分 (7)収納用申告区分 (8)申告受付番号 (9)申告受付日 (10)税目区分 (11)見込納付フラグ (12)期別(自) (13)税目コード (14)調定年度 (15)課税年度 (16)開始事業年度 (17)通知書番号 (18)課税番号 (19)WebRings用期別 (20)枝番 (21)義務者住民コード (22)法人番号 (23)納付者名 (24)納付者住所 (25)収納団体番号 (26)確認番号 (27)納付番号 (28)納付区分 (29)納付額 (30)法人税割額納付額 (31)均等割額納付額 (32)事業に係る納付額 (33)納付延滞金 (34)納付督促手数料 (35)納付加算金 (36)加算金事由 (37)納付退職所得額 (38)会計年度 (39)収納日 (40)領収日 (41)特定キー1 (42)収納団体コード (43)税目・料金番号 (44)申告区分・課税期間 (45)納付金区分 (46)今回支払金額合計 (47)エラー区分 (48)次回削除フラグ (49)マスタ新規作成日 (50)マスタ更新日

納付情報仮登録データ_納付日 合計50件 (1)納付情報シーケンス (2)共通納税ID (3)連番 (4)納税者ID (5)課税ナンバー (6)申告区分 (7)収納用申告区分 (8)申告受付番号 (9)申告受付日 (10)税目区分 (11)見込納付フラグ (12)期別(自) (13)税目コード (14)調定年度 (15)課税年度 (16)開始事業年度 (17)通知書番号 (18)課税番号 (19)WebRings用期別 (20)枝番 (21)義務者住民コード (22)法人番号 (23)納付者名 (24)納付者住所 (25)収納団体番号 (26)確認番号 (27)納付番号 (28)納付区分 (29)納付額 (30)法人税割額納付額 (31)均等割額納付額 (32)事業に係る納付額 (33)納付延滞金 (34)納付督促手数料 (35)納付加算金 (36)加算金事由 (37)納付退職所得額 (38)会計年度 (39)収納日 (40)領収日 (41)特定キー1 (42)収納団体コード (43)税目・料金番号 (44)申告区分・課税期間 (45)納付金区分 (46)今回支払金額合計 (47)エラー区分 (48)次回削除フラグ (49)マスタ新規作成日 (50)マスタ更新日

納付情報管理ファイル 合計102件 (1)納付情報シーケンス (2)共通納税ID (3)連番 (4)地方公共団体コード (5)納税者ID (6)発行依頼受信日時 (7)税務事務所コード (8)所属コード (9)手続ID(電子納税) (10)申告区分(eLTAX) (11)税目区分 (12)見込納付フラグ (13)期別(自) (14)期別(至) (15)申告受付番号 (16)申告受付日 (17)申告受付日時 (18)利用者ID (19)納付者名フリガナ (20)納付者名 (21)納付者住所 (22)本税等合計額 (23)延滞金合計額 (24)収納機関名 (25)支払内容 (26)収納団体番号 (27)納付番号 (28)納付区分 (29)確認番号 (30)支払可能期限 (31)納付情報管理登録日時 (32)納付情報作成日時 (33)MPN登録日時 (34)内訳情報個数 (35)法人番号 (36)特定キー1 (37)特定キー2 (38)特定キー予備 (39)総括納付情報納付区分 (40)総括納付情報確認番号 (41)納付情報件数 (42)備考 (43)納付額コード1 (44)納付額区分1 (45)納付額名1 (46)金額1 (47)納付額コード2 (48)納付額区分2 (49)納付額名2 (50)金額2 (51)納付額コード3 (52)納付額区分3 (53)納付額名3 (54)金額3 (55)納付額コード4 (56)納付額区分4 (57)納付額名4 (58)金額4 (59)納付額コード5 (60)納付額区分5 (61)納付額名5 (62)金額5 (63)納付額コード6 (64)納付額区分6 (65)納付額名6 (66)金額6 (67)納付額コード7 (68)納付額区分7 (69)納付額名7 (70)金額7 (71)納付額コード8 (72)納付額区分8 (73)納付額名8 (74)金額8 (75)納付額コード9 (76)納付額区分9 (77)納付額名9 (78)金額9 (79)納付額コード10 (80)納付額区分10 (81)納付額名10 (82)金額10 (83)納付額コード11 (84)納付額区分11 (85)納付額名11 (86)金額11 (87)納付額コード12 (88)納付額区分12 (89)納付額名12 (90)金額12 (91)納付額コード13 (92)納付額区分13 (93)納付額名13 (94)金額13 (95)納付額コード14 (96)納付額区分14 (97)納付額名14 (98)金額14 (99)納付額コード15 (100)納付額区分15 (101)納付額名15 (102)金額15

納付情報紐付履歴 合計13件 (1)共通納税ID (2)連番 (3)地方公共団体コード (4)税事務所コード (5)所属コード (6)税目区分 (7)納税者ID (8)法人番号 (9)特定キー1 (10)特定キー2 (11)登録区分 (12)利用者情報更新日時 (13)ファイル作成日

※なお、特定個人情報ファイル記録項目名に「個人番号」という名称が含まれるが、収滞納管理ファイルの記録項目における個人番号とは、番号法による「個人番号」とは異なり、その他識別情報(内部で使用する識別番号)のことを指す。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
収滞納管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を入手する際、内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 資料を複写、保管する際、必要な情報のみを複写することで、不要な特定個人情報入手の防止に努める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<収納システムにおける措置> ・個人番号を利用しない業務では、個人番号がひも付けされないようにシステム上で担保する。 <収納システムから情報を提供・移転する際の措置> ・収納システムからの個人番号の提供・移転は、統合宛名システム又は庁内連携システムを経由しないと行われぬようシステム上で担保する。 ・統合宛名システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務で使用するシステム及び中間サーバーのみとする。 ・庁内連携システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務で使用するシステムのみとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	収納システムのアクセス権限は、職員ごとに生体認証によって制御を行い、人事異動ごとに認証情報の追加及び削除を実施している。
その他の措置の内容	システム操作ログの記録を実施
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバーを利用して、収納情報が表示された画面を長時間表示させない。 ・収納システム端末の画面を来庁者から見えない位置に置く。 ・収納情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・離席の際は画面ロックを徹底する。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約において特記仕様書に以下の事項を定めている。 ・個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故防止を図るための適切な管理 ・個人情報の秘密の保持 ・第三者への提供の禁止 ・再委託の原則禁止 ・複写、複製の禁止 ・使用目的終了時の個人情報記録の資料等の返還 ・事故等の発生時における報告の義務 ・職員による立入調査 ・違反した場合の契約解除と損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<情報管理体制の確認> ・委託業者選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をしている。 ・昭島市電子計算組織の管理運営に関する規程(平成6年昭島市訓令第16号)及び昭島市電算機室入室退室管理要綱(平成19年10月9日実施)に基づき、原則、作業員及び作業内容について、あらかじめ許可を受けなければならないものとしている。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供、移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供、移転できるかを整理し、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)に従い、特定個人情報の提供、移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>物理的対策として以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。</p> <p>また、技術的対策として以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うと共に、ログの解析を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・市とASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<p>監査に際し、以下の措置を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <p>その他のリスク対策として、以下の措置を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する当市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、当市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部納税課 電話番号042-544-5111
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部納税課 電話番号042-544-5111
②対応方法	・問い合わせの受付時及びその対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、規定に定められた担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年3月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月27日	I-6-②所属長の役職名	納税課長 川尻 卓也	納税課長	事後	
平成29年6月27日	II-5-提供・移転の有無	[○]移転を行っている(3件)	[○]移転を行っている(2件)	事後	
平成29年6月27日	II-5-移転先1-①法令上の根拠		「地方税法第20条の11及び第707条各号」を追記	事後	
平成29年6月27日	II-5-移転先1-②移転先における用途		「国民健康保険資格の適正化」を追記	事後	
平成29年6月27日	II-5-移転先1-⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「国民健康保険加入者かつ国民健康保険税未納者のうち、社会保険加入の可能性のある者」を追記	事後	
平成29年6月27日	II-5-移転先1-⑥移転方法		紙のステータスを「○」	事後	
平成29年6月27日	II-5-移転先2及びII-5-移転先3		移転先2を全て削除。 移転先3を移転先2へ繰上。	事後	
令和3年3月31日	II-2-④記録される項目 その妥当性	5. 国税徴収法第76条第1項第4号(給与の差押禁止)、第141条(質問及び検査)、第142条(搜索の権限及び方法)、地方税法第9条第1項(相続による納税義務の継承)、第2項(相続人からの徴収手続き)、第10条(連帯納税義務)、第11条(第二次納税義務)、第15条の1(徴収猶予の要件等)、第15条の7(滞納処分停止の要件等)等により、公正な滞納整理業務を行うために、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があるとみられる者についての必要な範囲の情報を把握する必要があるため、識別情報、連絡先情報及び各業務関係情報について記録する必要がある。	5. 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項第4号(給与の差押禁止)、第141条(質問及び検査)、第142条(搜索の権限及び方法)、地方税法第9条第1項(相続による納税義務の継承)、第2項(相続人からの徴収手続き)、第10条(連帯納税義務)、第11条(第二次納税義務)、第15条の1(徴収猶予の要件等)、第15条の7(滞納処分停止の要件等)等により、公正な滞納整理業務を行うために、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があるとみられる者についての必要な範囲の情報を把握する必要があるため、識別情報、連絡先情報及び各業務関係情報について記録する必要がある。	事後	
令和3年3月31日	II-3-⑤使用方法 情報の突合	2. 識別情報及び連絡先等情報と収滞納情報を突合し、過誤納金の算出、納税証明書の発行、それに係る書類の送達を行う。	2. 識別情報及び連絡先等情報と収滞納情報を突合し、過誤納金の算出、納税証明書の発行及びそれに係る書類の送達を行う。	事後	

令和3年3月31日	Ⅱ-5-移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の16の項及び30の項 国民健康保険法第9条各項及び第63条各項、国民健康保険法施行規則第9条第2項 地方税法第20条の11及び第707条各項	番号法第9条第1項並びに別表第1の16の項及び30の項 国民健康保険法第9条各項及び第63条各項並びに国民健康保険法施行規則第9条第2項 地方税法第20条の11及び第707条各項	事後	
令和3年3月31日	Ⅱ-5-移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の16の項	番号法第9条第1項及び別表第1の16の項	事後	
令和3年3月31日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目(18)	XX納付書変更履歴 合計59件	XX納付書変更履歴 合計58件	事後	
令和3年3月31日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目(21)		納付情報ファイル_入金日_データ部 合計70件 納付情報ファイル_納付日_データ部 合計70件 納付情報仮登録データ_入金日 合計50件 納付情報仮登録データ_納付日 合計50件 納付情報管理ファイル 合計102件 納付情報紐付履歴 合計13件	事後	
令和3年3月31日	Ⅲ-3 リスクに対する措置の内容	<p><収納システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用しない業務では、個人番号がひも付けされないようにシステム上で担保する。 <p><収納システムから情報を提供・移転する際の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納システムからの個人番号の提供、移転は、統合宛名システム又は庁内連携システムを経由しないと行われないうシステム上で担保する。 ・統合宛名システムへの接続は、番号法第9条第1項別表第1に規定する事務で使用するシステム及び中間サーバーのみとする。 ・庁内連携システムへの接続は、原則として番号法第9条第1項別表第1に規定する事務で使用するシステムのみとする。 	<p><収納システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用しない業務では、個人番号がひも付けされないようにシステム上で担保する。 <p><収納システムから情報を提供・移転する際の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納システムからの個人番号の提供・移転は、統合宛名システム又は庁内連携システムを経由しないと行われないうシステム上で担保する。 ・統合宛名システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務で使用するシステム及び中間サーバーのみとする。 ・庁内連携システムへの接続は、番号法第9条第1項及び別表第1に規定する事務で使用するシステムのみとする。 	事後	
令和3年3月31日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用具体的な管理方法	・収納システムのアクセス権限は、職員ごとに生体認証によって制御を行い、人事異動ごとに認証情報の追加及び削除を実施している。	収納システムのアクセス権限は、職員ごとに生体認証によって制御を行い、人事異動ごとに認証情報の追加及び削除を実施している。	事後	
令和3年3月31日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託具体的な方法	定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。	定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。	事後	

令和3年3月31日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><情報管理体制の確認></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をしている。 ・昭島市電子計算組織の管理運営に関する規定(平成26年昭島市訓令第16号)及び昭島市電算機室入退室管理要綱(平成19年10月9日実施)に基づき、原則、作業内容及び作業内容について、あらかじめ許可を受けなければならないものとしている。 	<p><情報管理体制の確認></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力について確認をしている。 ・昭島市電子計算組織の管理運営に関する規程(平成26年昭島市訓令第16号)及び昭島市電算機室入退室管理要綱(平成19年10月9日実施)に基づき、原則、作業内容及び作業内容について、あらかじめ許可を受けなければならないものとしている。 	事後	
令和3年3月31日	Ⅲ-9 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(嘱託職員、臨時職員、再任用職員等を含む。)に必要に応じて適時教育・研修を行う。	個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。	事後	
令和3年3月31日	V-1-1-①実施日	平成31年1月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年8月30日	Ⅱ-2-④記録される項目 その妥当性	2. 地方税法第20条の1(書類の送達)に基づき、書類等を適切に送達する必要があるため、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があると認められる者の、識別情報、連絡先等情報を記録する必要がある。	2. 地方税法第20条(書類の送達)に基づき、書類等を適切に送達する必要があるため、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があると認められる者の、識別情報、連絡先等情報を記録する必要がある。	事後	
令和3年8月30日	Ⅱ-2-④記録される項目 その妥当性	5. 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項第4号(給与の差押禁止)、第141条(質問及び検査)、第142条(搜索の権限及び方法)、地方税法第9条第1項(相続による納税義務の継承)、第2項(相続人からの徴収手続き)、第10条(連帯納税義務)、第11条(第二次納税義務)、第15条の1(徴収猶予の要件等)、第15条の7(滞納処分の停止の要件等)等により、公正な滞納整理業務を行うために、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があるとみられる者についての必要な範囲の情報を把握する必要があるため、識別情報、連絡先情報及び各業務関係情報について記録する必要がある。	5. 国税徴収法(昭和34年法律第147号)第76条第1項第4号(給与の差押禁止)、第141条(質問及び検査)、第142条(搜索の権限及び方法)、地方税法第9条第1項(相続による納税義務の継承)、第2項(相続人からの徴収手続き)、第10条(連帯納税義務)、第11条(第二次納税義務)、第15条(徴収猶予の要件等)、第15条の7(滞納処分の停止の要件等)等により、公正な滞納整理業務を行うために、市税等の未納者及び市税等の未納者と相当の関係があるとみられる者についての必要な範囲の情報を把握する必要があるため、識別情報、連絡先情報及び各業務関係情報について記録する必要がある。	事後	

<p>令和5年8月1日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所</p>	<p>1. 市における措置 (1) サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 (2) サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 (3) 執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入出を厳重に管理する。 (2) 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保管され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。</p> <p><市における措置> ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p>	<p>事前</p>	
-----------------	--	--	---	-----------	--

<p>令和5年8月1日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所</p>		<p>・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和5年8月1日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所</p>		<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	<p>事前</p>	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバーを利用して、収納情報が表示された画面を長時間表示させない。 ・収納システム端末の画面を来庁者から見えな位置に置く。 ・収納情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバーを利用して、収納情報が表示された画面を長時間表示させない。 ・収納システム端末の画面を来庁者から見えな位置に置く。 ・収納情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・離席の際は画面ロックを徹底する。 	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		<p>物理的対策として以下の措置を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。 	事前	

<p>令和5年8月1日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>		<p>また、技術的対策として以下の措置を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うと共に、ログの解析を行う。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 	<p>事前</p>	
<p>令和5年8月1日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・市とASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 	<p>事前</p>	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策 8. 監査	[]外部監査	[○]外部監査	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。	<p><市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク		<p>監査に際し、以下の措置を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <p>その他のリスク対策として、以下の措置を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	事前	

<p>令和5年8月1日</p>	<p>Ⅲリスク対策 10. その他のリスク</p>		<p><ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	<p>事前</p>	
-----------------	-------------------------------	--	--	-----------	--